

No. 28

制 度 名	小児救急医療拠点病院運営費補助	主管課名	医療政策課・医療整備 G					
		問合せ先	029-301-3186					
目的・趣旨	休日及び夜間における入院治療を必要とする小児重症救急患者の医療の確保							
[対象団体] 小児救急医療拠点病院の運営事業を支援する市町村 [対象事業] 小児救急医療拠点病院の運営事業に対し市町村が補助する事業 [補助要件等] ○小児救急医療拠点病院は、小児救急医療に係る休日・夜間の診療体制を整え、原則として初期救急医療機関からの転送患者を受け入れるものとし、その整備基準は次のとおりとする。 (1) 常勤の小児科医師が 1 名以上配置され、小児重症救急患者の第二次救急診療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。 (2) 病院の診療体制は、休日夜間に通常の当直体制の外に小児重症救急患者の受入れに対応できる小児科医師等の医療従事者を確保するものとする。 [対象経費] 小児救急医療拠点病院の運営に必要な給与費、報償費 [補助限度額等] 補助基準額 ・休日午前 8 時から午後 6 時までの間に、連続して 5 時間以上の診療を行う 22,120 円×診療日数 ・休日午前 8 時から午後 6 時までの間に、連続して 3 時間以上の診療を実施 19,600 円×診療日数 ・午後 6 時から翌日午前 8 時までの間に、連続して 5 時間以上の診療を実施 22,120 円×診療日数 ・午後 6 時から翌日午前 8 時までの間に、連続して 3 時間以上の診療を実施 19,600 円×診療日数 [経費負担割合]								
区 分		国	県	市町村	その他			
休日昼間及び準夜		—	1/2	1/2	—			
〔令和 7 年度当初予算額〕 5,397 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 日立市						
〔備考〕								